救出救護班マニュアル

１　役割

(1) 倒壊建物等からの救出

(2) 負傷者の初期手当

(3) 拠点内の防犯パトロール

(4) その他、自治会・町内会と連携した地域の防災・防犯活動

２　実施要領等

(1) 倒壊建物からの救助活動

|  |
| --- |
| 【活動例】  ①バール、油圧ジャッキ、エンジンカッター、担架、照明等を搬送する。  ②建物が倒壊している場合は、外部からの呼びかけ等により要救助者の位置を確認する。  ③位置が確認出来たら上に乗っている屋根や梁等を可能な限り排除する。または、ジャッキやバールを活用し、可能な範囲で押しつぶされている状況を緩和する。  ④すべて取り除く、または、引っ張り出すことができる空間を作ることができたら救出する。 |

※活動は無理をすることなく実施すること。

救出することが難しい場合は、屋根等を可能な範囲で除去するなどし、押しつぶしているものを軽量化して消防、警察に通報し、到着を待つ。

※備蓄庫内にある救助資機材等の使用方法については、横浜市ホームページに掲載されている「資機材用テキスト」を参照すること。

●　横浜市ホームページ掲載場所

　　　　トップページ > 暮らし・総合 > 防災・救急・防犯 > 防災・災害 >

地域の対策（共助）>　防災ライセンス > 横浜防災ライセンス事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-　saigai/chikitaisaku/license/bousailicense.html>

(2) 負傷者の初期手当

　　実施場所：●●

　　必要資機材：ブルーシート、救急箱、毛布（または、アルミブランケット）

　　①●●にブルーシートを広げ、仮救護所を設置する。

　　②避難してきた、または、搬送されてきた負傷者の初期手当を行う。

　　※初期手当で対応できない症状の場合は、可能な限りの手当てを行うと共に、消防に救急要請（119通報）を行う。

(3) 防犯パトロール

拠点内の治安維持のため、防犯パトロールを行う。

巡回経路図（別紙参照）

※パトロールは避難者の協力を得て、複数人で活動する。

３　自治会、町内会との連絡

　 出火防止や治安維持を目的とした防災・防犯活動をその都度調整して行う。

４　その他

　　上記以外のことについては、庶務班からの依頼によりその都度、実施する。